

戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程

第1次日韓国交正常化交渉の前後における 外務省内の議論に注目して

谷 京

(一橋大学大学院)

はじめに

1965年に締結された「日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約」(以下、日韓基本条約)の第3条は、韓国政府の地位について「大韓民国政府は、国際連合総会決議第195号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される」と規定した。この「唯一合法性条項」に対する日本政府の解釈は、1973年5月30日の衆議院外務委員会における高島益郎外務省条約局長の発言に明らかである。

日韓国会で政府側から再三再四御説明いたしましたとおり、この第3条の趣旨は、韓国というものは南半分に対して管轄権と支配権を持っているという合法的な政府であるということを持たず、ただ日本政府として確認したものにすぎないということでございまして、北半分については、日本政府は依然として白紙の状態である。したがってそういう観点から申しますと、北との関係を日本が将来設定するにあたって、第3条または日韓基本条約というものは何ら妨害にならないという態度を従来から一貫して述べております。⁽¹⁾

要するに、日本政府は日韓国交正常化に際して、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、朝鮮北部については「白紙の状態」を維持した。日本政府は、朝鮮北部に存在する金日成政権を事実上の政治的実体として認め、国内外の条件と状況が成熟すれば、日朝関係の改善や正常化を目指す意図を

有していたのである(李元徳 2011: 335)。

しかし、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場は、必ずしも日本政府にとって当然の選択であったとはいえない。周知のとおり、分断体制下で北朝鮮⁽²⁾と正統性を争う関係にあった韓国政府は、自国だけが朝鮮半島唯一の正統政府であることを、日韓国交正常化交渉(以下、日韓会談)のなかで一貫して日本政府に認めさせようとしていた。そして、後述するように、1951年の時点では日本政府もまた、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場をとっていたからである⁽³⁾。

ところが、実際の日韓会談では、日本政府は韓国政府の管轄権問題に対し、一転して消極的姿勢を堅持した。たとえば、1958年4月の藤山愛一郎外相の訓令では、韓国政府のみを国交正常化交渉の相手としながらも、その交渉では朝鮮北部について「白紙」とする方針が明確化された⁽⁴⁾。また、先述のとおり、日韓基本条約の「唯一合法性条項」においても、日本政府は国連総会決議第195号(Ⅲ)を援用し、韓国政府の管轄権が朝鮮南部に限定されることを確認した。換言すれば、日本政府は「二つの朝鮮」⁽⁵⁾を前提とした朝鮮半島政策を展開するようになったのである。

それでは、日本政府はいつから、そしてなぜ韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する立場をとったのか。日韓会談に関する先行研究は枚挙に暇がなく、とりわけ請求権交渉の政治的妥結までのプロセスや日韓請求権協定の内容の問題性が論じられてきた⁽⁶⁾。また、2000年代後半に日韓両政府の日韓会談関連外交記録が相次いで公開されると、

請求権交渉をめぐる日本政府内の省庁間対立や官僚と政治家の相互作用を緻密に分析した研究も登場した（金恩貞 2018）。

しかし、膨大な日韓会談関連外交記録の分析はいまだ途上にあり、特に基本関係交渉に関する研究はその重要性にもかかわらず少ない。張博珍（2008）や吉澤（2011）は、基本関係交渉の全過程の骨格を実証的に示しているものの、依然として重要な課題が残されている。それは、北朝鮮という要因の軽視である。日韓会談における北朝鮮要因は、高崎宗司が早くからその検討の必要性を指摘していたにもかかわらず（高崎 1996: 205）、ほとんど見落とされてきた。

例外的に、日韓会談における北朝鮮要因を検討した研究として、朴正鎮と金恩貞の論文があげられる。朴正鎮は「日韓会談が、日韓関係の形成のみならず日本と朝鮮半島との関係という、より拡大された視点から再論されなければならない」という問題意識から、第3次日韓会談と第4次日韓会談の時期を対象として、北朝鮮要因を取り入れた日韓会談のプロセスの総合的再評価を試みた。そして、①日本政府は南北朝鮮両国を対象にした政策を駆使し、日韓会談もまた「朝鮮半島」政策の一環として位置づけられていたこと、②日朝両国ともに日韓国交正常化以降の日朝国交正常化交渉の可能性を考慮していたこと、③日本との国交正常化という政策目標を有していた北朝鮮が在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業をはじめ、「人民外交」による対日接近を推進したことという3点を明らかにした（朴正鎮 2011: 291）。また、金恩貞は朝鮮北部の日本国・日本人財産（以下、在朝日本財産）や帰国事業が生み出した日韓間および日本政府内の論争を考察し、とりわけ在朝日本財産について「日本が北朝鮮政権をいかに認識するかという問題は、日韓間請求権問題に関する日本政府の政策形成過程で変数となっていた」と指摘した（金恩貞 2019: 81）。

しかし、朴正鎮と金恩貞の論文も含め、先行研究では「日本政府は韓国の管轄権を朝鮮半島の南側に限定したものとし、北朝鮮の実態を事実上認めることで、今後の情勢変化があれば北朝鮮との交渉を進行することができるように、朝鮮半島北

側地域を白紙状態で残しておいた」（李元徳 2011: 329）ことが自明視されている。換言すれば、先行研究では戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程が等閑視されてきた。

そこで、本稿は第1次日韓会談の前後における外務省内の議論を中心に検討し、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程を分析する。すなわち、日本政府が日韓基本条約の適用範囲ないし韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、北朝鮮との関係を「白紙の状態」とした歴史的背景を明らかにすることが、本稿の具体的課題である。

1. 金日成政権に対する日本政府の認識

サンフランシスコ講和会議後の日韓予備会談では、日本政府は連合国軍最高司令官総司令部外交局との打合せにもとづき、在日朝鮮人の法的地位を討議するのみで、その他の問題については韓国側の見解を聴取するにとどめる方針であった⁽⁷⁾。また、日本政府は対日講和条約の発効にあわせて、日韓関係を正常化するための「基本関係調整に関する条約」を締結しようとしていた。条約の具体的内容については、国交回復のための二国間条約の先例である日ソ基本条約の型を参考にしつつ、以下3点の方針を定めた。第一に、経済・文化関係を積極的に推進しながらも、韓国との条約が「防共協定の如き」高度の政治的意義を有する事態は避けること。第二に、在日朝鮮人の法的地位や諸処理については韓国側に譲歩する一方で、その「バーゲン」として、また在韓日本財産が膨大であることから、韓国側の対日請求は「原則として一切放棄させる」こと。第三に、予備会談では在日朝鮮人の法的地位を含め、すべての問題について「具体的協定又はコミットメント」を回避することである⁽⁸⁾。要するに、日本政府は対韓交渉に概して消極的であった。

また、外務省は早くも予備会談の時点から、韓国政府の施政が朝鮮北部には及んでおらず、在朝日本財産について「日本政府として、いかなる態度をとるべきかが問題となる」とも認識していた。そして、韓国政府の管轄下でない在朝日本財産の問題を「たとえ紙面上にすぎなくとも、解決」する

ために、日本政府が「朝鮮の適法政府と認める大韓民国政府に対する交戦団体としての地位を、北鮮政権即ち『朝鮮民主人民共和国』政府について認め、これを朝鮮北半における日本財産などの問題の処理の交渉相手とすることも考えられ」た⁽⁹⁾。

しかし、金日成政権に「大韓民国政府に対する交戦団体としての地位」を認めれば、日本は朝鮮戦争に対して戦時中立国の義務を負うことになり、「国際連合への協力の建前で大韓民国側の軍事行動に協力している実情よりして不適当」であった⁽¹⁰⁾。そこで、外務省は金日成政権の地位について、次のように定義した。

北鮮にある「朝鮮民主人民共和国」という政権は単なる「地方的事実上の政府」であり、その大韓民国政府に対する関係は、正統政府に対して抗戦し、全国的政府の樹立を目標とする「叛乱状態」にある地方政治団体であって、交戦団体以前のものであると考えられる。⁽¹¹⁾

金日成政権を「地方政治団体」と位置づけた以上、日本政府は韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なすこととなった。したがって、予備会談の時点では、日本政府は「大韓民国政府が主張するとおり、北鮮地区といえども大韓民国政府の管轄下の地域であり、北鮮地区の住民も、従って、大韓国内の住民であると認め」ていた⁽¹²⁾。

日本政府が韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なした背景には、対韓交渉における在朝日本財産の活用という思惑もあった。すなわち、日本政府は朝鮮北部の日本人私有財産について「たとえ実際に返還は期待できないとしても当該財産又はその売得金に対する日本側の請求権を主張する立場をとり、〔中略〕韓国側に対する日本側の貸方として考え、大韓民国政府をもってその交渉の相手方としての責任をとらせる」ために、朝鮮北部も韓国政府の管轄下にあると見なしたのである⁽¹³⁾。対韓請求権の主張による日韓間請求権の「相殺」を図っていた日本政府⁽¹⁴⁾にとって、金日成政権の存在を無視し、韓国政府を朝鮮全域の「正統政府」と見なすことには、一定の合理性があったといえよう。

2. 韓国政府の管轄権に関する外務省の新見解

さて、予備会談後の日本政府は、基本条約案を率先して提示することで対韓交渉を有利に進めようとしていた（吉澤 2011: 101）。その準備のなかで外務省アジア局第二課が作成した1951年12月20日付の「日韓基本条約に関する件」と題する文書は、基本条約案の起草に際しての検討事項を列挙している。ここで注目すべきは、韓国政府の管轄権ないし金日成政権の地位がその検討事項には含まれていないことである⁽¹⁵⁾。韓国政府を「朝鮮の正統政府と認め、同政府を朝鮮半島全域にわたって、平和条約第4条に所謂『行政を行っている当局』であると見なす立場」⁽¹⁶⁾は、1951年末の時点では日本政府内で自明視されていたと推測される。

実際、同月23日に外務省アジア局第二課が作成した「日韓和親条約要綱（第一案）」には、韓国政府の管轄権に関する条項は存在しなかった。また、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なし、在朝日本財産も含めた対韓請求権を主張することで日韓間請求権の「相互一括放棄」に持ち込むという日本政府の方針は、同要綱中の「日本国及びその国民の韓国（北鮮地域を含む）にある財産、権利及び利益〔下線筆者〕」という文言からもうかがえる⁽¹⁷⁾。

在朝日本財産を対韓請求権の対象とする日本政府の方針は、翌年1月に外務省アジア局第二課が立て続けに作成した「日本国と大韓民国との間の和親条約草案（第一次案）」および「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第二次案）」でも堅持された。つまり、どちらの草案でも「大韓民国には北鮮地域を含む」と明記されていた⁽¹⁸⁾。ところが、第1次日韓会談の本会談開始直前の2月13日に作成された「日本国と大韓民国との間の友好条約草案（第三次案）」では、対韓請求権の対象に在朝日本財産を含める表現が削除された⁽¹⁹⁾。吉澤文寿は「日本側の基本姿勢に変化はなかった」と推測しているが（吉澤 2011: 101）、はたして条約草案の文言が変化した背景には、日本政府の方針転換は存在しなかったのだろうか。

実は、本会談開始直前の1952年2月というタ

イミングで、韓国政府の管轄権に関する新しい見解が外務省内で浮上していた。それは「大韓民国が北鮮に対し現実支配権と管轄権を有っていない現実の事態はこれを交渉の駆け引きに当り随時利用すべき」というものである。具体的には、「請求権処理の問題にしても日本としては朝鮮を南北一体として大韓民国政府と取極め得る」一方で、請求権交渉の「適用範囲を韓国政府の実効的支配が及んでいると考えられる南鮮に限定することも可能であるし北鮮政権を『当局』と見做して取極を結ぶことも条約上禁止されていない」という解釈が打ち出された⁽²⁰⁾。友好条約草案の第三次案において、対韓請求権の対象に在朝日本財産を含める表現が削除された背景には、このような外務省の新しい見解が存在したのではないか。

しかし、先述のとおり、1951年末の時点では韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場が日本政府内で広く共有されていた。それでは、なぜ外務省は本会談開始直前になって、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、金日成政権との交渉可能性を容認しうる見解を示したのか。その理由として、外務省アジア局第二課があげたのは「大韓民国政府のステータス」であった。すなわち、①1948年5月10日の南朝鮮単独選挙にオーストラリアやカナダが反対していたこと、②国連総会決議第195号(Ⅲ)は「用心深く朝鮮の部分地域における総選挙であることを述べて選挙民の自由意思の有効なる表現ではあるが、地域的限定の下にあることを明白にしている」こと、③米国政府は韓国政府の承認に際して「総会決議の線を厳密に守っておりワーディングに気を配っている」ことという3点に言及したうえで、日本政府が「大韓民国政府を定義する必要に迫られた場合は正確にこの国連総会の決議の文言に添って行うべきである」とした⁽²¹⁾。

とはいえ、1952年2月の時点では韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局とする見解が、外務省を含む日本政府内において依然として主流であったことには留意しなければならない。たとえば、本会談で首席代表を務める松本俊一外務省顧問は、日本側代表団の打合せ会において「韓国政府を以って全鮮に国家主権を有つものとして取扱い

誠意を盡して折衝すべきである」と発言した⁽²²⁾。また、本会談の請求権委員会で主査を務める大野勝巳外務省参事官も「日本としては、韓国を全鮮の唯一の合法的政府と認めても差支えない」と明言した⁽²³⁾。

そして、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場をとる以上、やはり対韓請求権の対象には在朝日本財産も含まれていた。

先方も当然それを希望するであろうが、わが方としても、政治的顧慮を含めた総合判断から、南北鮮一体にわたるものとして本件を採上げなければならない。特に、北鮮関係の少くとも私有財産については、当然わが方の請求権があることを承服せしめる必要がある。⁽²⁴⁾

先行研究では、在朝日本財産を含む対韓請求権主張の貫徹により日韓間請求権を「相殺」するため、朝鮮全域における韓国政府のみの管轄権を主張した大蔵省に対し、外務省は将来の日朝国交正常化交渉を見据えて、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定することも検討していたとされる(金恩貞2019: 81)。しかし、第1次日韓会談の本会談開始直前というタイミングでは、外務・大蔵両省ともに在朝日本財産を対韓請求権の対象に含める方針をとっていた。

むしろ、外務省と大蔵省の方針の相違は、対韓交渉における在朝日本財産の活用法にあった。すなわち、在朝日本財産による日韓間請求権の「相殺」を図った大蔵省に対し、外務省は異なる論理で韓国への支払いを回避しようとした。

清算ないし支払の実施についても、いわば相互主義をとるようにして、北鮮関係の日本財産(南鮮関係でも例外的に請求し得べきものがあるれば、それも含む)の返還が実行されることを条件にして、わが方の債務を支払うという方式を採るよう折衝しなければならない。この折衝が奏功すれば、実際問題として、請求権処理は延期されることとなり、現在の混乱状態が落ち着くのを待つことも出来、しかも、相殺ではないのであるから(恐らくは一部に過ぎないで

あろうが)北鮮関係のわが方の請求権は、権利として確認されたまま実施のみが残ることになるであろうから、相殺を行うよりも多少有利であり、他日に備えることも出来る。⁽²⁵⁾

従来の「相殺」とは異なる論理の背景には、在韓日本財産の処分を命じた駐韓米軍政庁の命令33号の効力について「従来の説、即ち管理处分に過ぎないという〔対韓請求権の法的根拠となる〕説に対しては、否定的な結論が導き出される可能性も多くなって来た」という事情があった。外務省は「南鮮関係の日本財産中私有財産についても、わが方の請求権が主張されなくなる」おそれに直面したために、在朝日本財産の返還という実現不可能な要求を請求権の「清算ないし支払の実施」の要件とすることで実質的に支払いを回避するという新たな論理を打ち出す必要に迫られたのである⁽²⁶⁾。

そして、同時期に外務省内で浮上していた韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解は、このような支払い回避の論理と表裏一体であった。すなわち、本会談に臨む日本政府にとって、韓国政府の実効支配が朝鮮北部には及んでいないと強調することは、韓国側に「政府としての実力を反省せしめ、前記の先方請求の圧縮と相まって、対日請求に余り多く望み得ないことを悟らせるための心理的素地を培うことに役立つ」交渉カードにすぎなかった⁽²⁷⁾。したがって、1952年2月の時点で、外務省が「将来北朝鮮と国交正常化交渉を行うことを念頭に入れて、朝鮮半島には実質上韓国と北朝鮮二つの政権が成立しており、韓国の管轄権は38度線以南に限定すべきだと考えていた」(金恩貞 2019: 81)とは評しがたい。

3. 第1次日韓会談の決裂と韓国政府の管轄権問題の再検討

周知のとおり、第1次日韓会談は日本側の対韓請求権主張により完全に停滞した。すなわち、請求権問題について「信頼しうべき情報も少く、韓国側の出方が予想し難かったため、〔中略〕まず先方に提案を行わしめ、先方要求の全貌を提示せ

しめ」た日本側代表団は、3月6日の第5回請求権委員会について対韓請求権主張を提起した。日本側の対韓請求権主張に対し、韓国側は「請求権問題に関する日本側提案に対する韓国側異見」で真っ向から反駁を加えたうえで、「日本側提案の根本精神が余りにかけ離れているため、日本側から代案でも提示されない限り、このままでは討議を進め得ない」として、対韓請求権の議論を拒否した⁽²⁸⁾。

その後、外務省は法理論を迂回して請求権の細目を具体的に話し合う非公式会談を提唱したり、大蔵省幹部に韓国側代表を引き合わせたりするなどの方策で、請求権交渉の継続を図った。しかし、韓国側は対韓請求権主張の撤回を要求し続け、さらには「請求権問題が妥結に至らないようでは今次会談は成功の望みがなく、両国間の友好条約などは問題にならぬ」と言明した⁽²⁹⁾。

それでも、日本側は「請求権問題が出来なければ、何も彼も毀れると云うのは先方のブラッフ」にすぎないと見なし⁽³⁰⁾、請求権・漁業問題とそれ以外の懸案とのデカップリングを模索した。すなわち、在日朝鮮人の国籍処遇問題や船舶返還問題を妥結することで、日韓基本条約の締結に韓国側を誘導しつつ、請求権問題と漁業問題については「常設共同委員会を設置する等の方法で後途を策す」という会談の終結方式⁽³¹⁾を目指した。そして、常設共同委員会の設置構想の実現のため、外務省は大蔵省と打ち合わせのうえで「常設共同委員会の実際の運営に当たっての肚構えとして在韓日本財産全部を取りもどすという結果にはならぬという点を少々具体的に〔中略〕表明し、我方構想へ誘導する」方針を策定した。しかし、4月16日から24日までの計5回にわたる松本俊一と梁裕燦の非公式会談においても、日韓双方の主張の隔たりは縮まらなかった⁽³²⁾。結局、韓国政府による日韓会談打ち切りの閣議決定が外電で報じられると、日本側も「会談を一先ず事実上中止し暫らく冷却期間をおき、先方の反省を待つ外なし」という認識に達したため、同月26日に第1次日韓会談は決裂した⁽³³⁾。

また、第1次日韓会談の基本関係交渉では、のちに日韓基本条約の締結まで争点となる旧条約の

無効確認をめぐって、早くも日韓間の攻防が展開された。他方で、日韓基本条約のもう一つの争点となる韓国政府の唯一合法性については、結局この会談では扱われなかった（吉澤 2011: 102-108）。先述のとおり、日本政府にとって韓国政府の管轄権問題は、在朝日本財産に対する請求権主張と関連するものであった。ところが、韓国側は「議論が韓国にある日本財産に触れることすら困る〔中略〕この財産を如何にするかという議論は、たとえ仮定の上立ったものであっても、行うことはできない」として、日本側の対韓請求権主張にまったく取り合わなかった⁽³⁴⁾。そのため、第1次日韓会談では韓国政府の管轄権問題が表面化することもなかった。

それでも、第1次日韓会談が不調に終わってからも、外務省は韓国政府の管轄権問題について検討を続けていた。第1次日韓会談の決裂により、日本政府は「韓国政府の承認にフリーハンドを有つ」と考えられたからである⁽³⁵⁾。そして、1952年7月18日に開かれた請求権問題に関する外務省内の打合せ会では、第1次日韓会談の開始直前と同様に、韓国政府の管轄権問題が在朝日本財産に対する請求権主張との関連で議論された。すなわち、「請求権問題については、在北鮮財産は重大なものであるが、この点に関する従前の経緯はどうか」と尋ねた外務省条約局の大田事務官に対し、倭島英二外務省アジア局長は「韓国に関する国連決議、米国による承認の経緯等に鑑み、韓国を全鮮の政府と明示的に認めることは慎重考慮する必要がある」と答えた。他方で、重光晶外務省条約局長は「基本条約の建前、送還問題等に鑑み、ハッキリ韓国を全鮮政府と認める立場をとる方がよい」と主張した。そこで、後宮虎郎外務省アジア局第二課長は「〔韓国を〕正統政府と認めた上で、現実にインプリティション出来ないもののみ、地域的に限定することにすればよい」と提案した。しかし、この打合せ会では韓国政府の管轄権問題に関する議論は決着しなかったため、外務省条約局が「韓国を全鮮の正統政府として明示的に承認することの可否につき研究して置くこと」となった⁽³⁶⁾。

1952年7月の時点で、韓国政府の管轄権問題をめぐる外務省内の議論が続いていたことは、外務

省が大蔵省との折衝に備えて作成した「請求権問題対処方式」からもうかがえる。同文書では、請求権交渉の方法として①南北統一の時期まで請求権交渉を持ち越す案、②請求権交渉では北朝鮮関係に触れないとする案、③在朝日本財産を含めて「相互放棄」する案など、計七つの多様な対処方式案が検討されており、対韓請求権主張に在朝日本財産を含めるかどうかの結論は出ていなかった⁽³⁷⁾。

4. 韓国政府の管轄権問題に対する外務省の結論

ところが、翌年1月に入ると、一転して韓国政府の管轄権問題に対する外務省内の議論が決着した。すなわち、李承晩大統領の来日に際して作成された1953年1月23日付の「日韓会談再開の基本条件について」と題する文書は、「交渉の相手とすべき韓国政府の性格についてのわが方見解としては、1948年12月12日の国連総会決議の線に従う」として、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を明確に打ち出した⁽³⁸⁾。そして、同日に開かれた外務省内の打合せ会では、韓国政府の性格について「これ以外の考え方はない。〔中略〕今は現実の韓国の支配地域についてのみ言い、なるべく右のことには触れないで、穴だけあけておけばよい」として、のちの藤山外相の訓令や日韓基本条約の「唯一合法性条項」に通ずる方針、すなわち「二つの朝鮮」政策が採用された⁽³⁹⁾。

韓国政府の管轄権は朝鮮南部に限定されると見なすべき根拠として、外務省アジア局第二課があげたのは、やはり国連総会決議第195号（Ⅲ）の内容および米国の韓国政府承認時の態度であった。

我国の立場を考えれば、前記国連総会の決議が、韓国が全鮮に支配を及ぼしているものとは云っていないこと、米国が韓国承認に当って慎重に国連決議を引用している態度に鑑み、韓国との間に各種の條約・取極等を締結するに当っては、列強に先走って韓国に全鮮の支配権を認める如きコミットを与えることは極力避け、状況の如何なる変化にも応じ得るような余地を残して置くべきである。⁽⁴⁰⁾

ただし、米国の対韓政策については留意しなければならない。確かに、韓国政府の承認に関するホワイトハウスの発表は、韓国政府の管轄権が朝鮮全域に及んでいないことを示唆する国連総会決議第195号(Ⅲ)の文章を引用したうえで、「国連総会によるこの行動に照らして、〔中略〕米国政府は韓国政府の承認を決定した」と述べている。しかし、同発表の末尾では「米国政府は、朝鮮人民およびその合法的な政府が自由かつ統一された朝鮮という目標を達成するのを助ける努力において、国連総会のもとに設置された新しい国連朝鮮委員会にあらゆる援助および便宜を与えるように努力するものとする」として、米国政府の立場は「一つの朝鮮」であることも明言された⁽⁴¹⁾。

実際、すでに北朝鮮への侵攻による朝鮮半島の再統一という「巻き返し」政策の挫折が明らかになっていた1953年においても、米国政府は「一つの朝鮮」を望ましいと考えていた。すなわち、7月2日、国家安全保障会議は朝鮮戦争の休戦協定締結を前に「休戦後の朝鮮に関する米国の目標」と題する文書を採択し、翌日にはドワイト・D・アイゼンハワー大統領の承認を得た。同文書は、韓国主導で統一された朝鮮を米国の安全保障システムに組み込み、軍事同盟国として発展させることに「もはや現実的な可能性はない」と認めたとうえで、①南北分断の現状維持と米国の安全保障システムへの韓国の編入、②韓国主導で統一された朝鮮の中立化という二つの選択肢を「実現可能な代替目標」として検討した。そして、「中立化によって生じる朝鮮半島での軍事的地位の放棄は、米国にとって重要ではない。〔中略〕韓国主導で統一され、中立化された朝鮮を確保することは米国の利益であり、米国の目標でなければならない」として、後者の路線を支持したのである⁽⁴²⁾。

休戦協定や米韓相互防衛条約といった朝鮮戦争後の基本的枠組みができてからも、米国の立場に原則的変更はなかった。すなわち、同年11月20日にアイゼンハワーの承認を受けたNSC 170/1は、米国の「朝鮮半島問題に関する長期的目標」を「米国に友好的な朝鮮の統一を実現すること」に置き、「共産主義者と国連(韓国は国連と連携)の間の政治交渉によって、独立した代表政府のもとで

の統一された中立の朝鮮を引き続き求める」と定めた⁽⁴³⁾。同文書は、1955年3月10日にNSC 5514に取って代わられるまで、アイゼンハワー政権の対韓政策の基本文書となった(李鍾元 1996: 51)。

もちろん、あくまでも「平和的手段」による朝鮮半島の統一を目指すアイゼンハワー政権と、北進統一論を強硬に唱え続ける李承晩政権との間には、大きな溝があった。つまり、米国は韓国による武力統一の試みには一切の支援を与えないと決めていた⁽⁴⁴⁾。とはいえ、朝鮮半島の統一を長期的目標に置いていたこと、また1956年以降の韓国による国連単独加盟の試みに好意的であったこと(金伯柱 2015: 43)などをふまえると、やはり1950年代の米国は「一つの朝鮮」という立場を堅持したといえよう。したがって、日本政府の「二つの朝鮮」政策は「対米追随」の結果ではない。むしろ1953年以降、日米の朝鮮半島政策に差異が生じ始めたといえる。

それでは、なぜ外務省は1953年1月というタイミングで、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めたのか。繰り返しになるが、韓国政府の管轄権問題は、対韓請求権主張において在朝日本財産をいかに取り扱うかという問題と密接に関連していた。そこで、第1次日韓会談のあと、対韓請求権や在朝日本財産をめぐる外務省内でいかなる議論が展開されたのかを見てみよう⁽⁴⁵⁾。

第1次日韓会談では、日本側は「私有財産権尊重の原則に基き、わが方は在鮮財産について請求権を有するとの建前をとり、政府間に於て個人の権利が確認された上は請求権者自ら、自己の負担において、これが請求乃至処分を行う」という対韓請求権主張を展開した⁽⁴⁶⁾。しかし、第1次日韓会談の決裂後、その経緯を検討した外務省アジア局第二課は、このような対韓請求権主張は「ヴェスティング・デクリーの効力の最終性を否認することであり、韓国側は従来の交渉経過を鑑みても絶対に承知せざるべく、又米国もこの点については韓国側を支持しているので、本方式を今後の会談において主張することは賢明でない」と結論づけた⁽⁴⁷⁾。

もっとも、対韓請求権の放棄による財政負担を懸念する大蔵省は、依然として「従来の法理論を固執し、出来得れば請求権問題の交渉は将来に持

越したい、また国内補償問題を伴うような解決方法には反対であるとの立場を堅持し、外務省との打合せ会では強硬な対韓請求権主張を崩さなかった⁽⁴⁸⁾。また、この時点では、外務省アジア局第二課自身も「相互放棄の方式は憲法 29 条との関係において補償問題を惹起し、これは財政上莫大なる負担を生ずるのみならず、他の連合国領域内の賠償引当財産に対する補償問題も誘発するをもって、實際上不可能である」と認識していた⁽⁴⁹⁾。

それでも、1952 年 11 月頃には、外務省アジア局第二課は日韓間請求権の「相互放棄」こそが「請求権問題の実際の解決案」であるという見解を固めた。財政上の負担を招きかねない請求権の「相互放棄」という方式をとってまで「積極的に〔日韓会談の〕打開方策を考慮する」理由としては、①日韓外交正常化への米国の強い希望、②共産主義勢力と最前線で対峙する存在としての韓国の重要性、③在日朝鮮人の退去強制問題、④在日朝鮮人の法的地位問題、⑤李承晩ラインによる日本人漁夫抑留問題の五つがあげられた。また、対韓請求権放棄のより直接的理由として、韓国側が日本の対韓請求権主張を「假りに承諾したとしても、韓国の動乱のため財産の大半は破壊されており、また、同国における法秩序の混乱のため、わが国請求権者が現実に権利を行使し得るや否やについては、多大の疑問がある」ことも指摘された⁽⁵⁰⁾。

このように、外務省アジア局第二課は請求権行使の実現可能性の乏しさをおもな理由として、日韓間請求権の「相互放棄」という方針を決定した。そして、この決定にともなって浮上したのが、「相互放棄」の範囲に在朝日本財産を含めるかどうか、あるいはそもそも日韓間の交渉で在朝日本財産を取り扱うべきかどうかという問題であった。そこで、外務省アジア局第二課は日韓請求権交渉に関して、朝鮮全域を対象とする場合と朝鮮南部のみを対象とする場合に分け、さらに前者については在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合と請求権を放棄する場合に細分して、それぞれの問題点と利害得失を検討した⁽⁵¹⁾。

まず、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とし、在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合、「在北朝鮮日本財産について韓国政府に要求す

ることとなり、韓国の管轄権が北鮮にも及んでいることを日本が認めていることになる」点が、「国連決議に対する行き過ぎ」として問題視された。また、「韓国としても、かりに相互放棄を前提とするも、日本の請求権の存在を承認することは希望しないと思われ」た。次に、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とし、在朝日本財産に対する請求権を放棄する場合、「何故に在北朝鮮財産を放棄したかの問題は必ず提起されよう」と予測された。なぜならば、「在北朝鮮財産は桑港条約第 4 条 (b) 項とも、韓国政府による如何なる処置とも関係ないので、日本は義務なくしてこれを放棄すること」になるからである。そして、「憲法第 29 条違反の問題を生ずるのみならず、在外地資産一般を放棄する建前とする時は、台湾関係の請求権交渉にも影響を与える」と懸念された⁽⁵²⁾。このように、在朝日本財産に対する請求権を主張するか放棄するかにかかわらず、朝鮮全域を日韓請求権交渉の対象とすることは得策ではないと判断された。

他方で、朝鮮南部のみを日韓請求権交渉の対象とする場合は、「韓国側が納得するかどうか最大の問題」であった。すなわち、「在北朝鮮財産に対する日本側主張を未解決のままに放置すること」は「若しこれで韓国側が納得すれば、日本としては最も好都合であるが、韓国側としてはこのように不安定な状態は容易に容認しないと思われ」た。それでも、外務省アジア局第二課は「韓国側にこの間の事情〔黒塗りのため、何を指しているのかは不明〕を暗に了解させることができれば、韓国側としても北鮮関係請求権問題が未解決になっているという理由のみでは会談全体の決裂を賭するものとは思われない」として、「日本側として、北鮮財産に関して何等の処置をも日韓間に取極めることが出来ないとすれば、次善の策として問題を南鮮にのみ限ることとし、この線に沿って韓国側を納得させる他はないであろう」と結論づけた⁽⁵³⁾。そして、第 2 次日韓会談を前に、外務省は「韓国政府の性格についてのわが方見解としては、1948 年 12 月 12 日の国連総会決議の線に従う」ことを決定したのであった⁽⁵⁴⁾。

おわりに

本稿の議論をふまえると、戦後日本の「二つの朝鮮」政策の形成過程では、在朝日本財産の存在が説明変数であったといえる。第1次日韓会談に臨む日本政府は、莫大な在朝日本財産に対する請求権主張が韓国の対日請求権の「相殺」ないし支払い回避のために有益であると考えていた。そこで、日本政府は日韓請求権交渉の対象に在朝日本財産を含めるため、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局とみなした。ところが、韓国側は日本の対韓請求権主張に猛反発し、ついには第1次日韓会談の決裂に至った。強硬な対韓請求権主張の有効性に疑念を抱いた日本政府は、外務省アジア局第二課の主導により、次第に日韓間請求権の「相互放棄」という方針を固めていく。そして、日韓間請求権を「相殺」ではなく「相互放棄」する以上、あえて在朝日本財産を対韓請求権の対象に含める理由はなくなった⁽⁵⁵⁾。放棄した対韓請求権の国内補償問題や日台請求権交渉への影響を考慮すると、むしろ日韓請求権交渉の対象から在朝日本財産を除外することが、日本政府にとっては得策となった。その結果、日韓間請求権の「相互放棄」という方針が定まりつつあった1953年1月というタイミングで、外務省は韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解を固めた。

もっとも、1953年1月時点の「二つの朝鮮」政策については、次の2点の留意が必要である。第一に、外務省は「韓国政府の性格」について「1948年12月12日の国連総会決議の線に従う」としながらも、「協定面にあからさまに限定的な意図を表現することは、日韓会談全体を破壊するおそれもあるので、これを回避し、国会説明等のため必要已むを得ざる場合は、単に前記国連総会決議を引用するに止める」意向であった⁽⁵⁶⁾。また、日韓間請求権の「相互放棄」についても「放棄範囲の限定方法は交換公文にて可なり」とした⁽⁵⁷⁾。つまり、基本条約や請求権協定で韓国政府の管轄権問題を取り上げることは、外務省は消極的であった。したがって、それにもかかわらず日韓基本条約に「唯一合法性条項」が盛り込まれた経緯については、第2次日韓会談以降の展開を検討する必要がある。

第二に、本稿が明らかにしたように、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定する見解は、対韓請求権の対象に在朝日本財産を含めるかどうかという外務省内の議論から生まれた。つまり、この時期の日本政府は「将来北朝鮮と国交正常化交渉を行うことを念頭に入れて〔中略〕韓国政府の管轄権は38度線以南に限定すべきだと考えていた」（金恩貞 2018: 81）わけではない。とはいえ、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定するという事は、朝鮮北部における韓国政府とは異なる政治的実体（北朝鮮）の存在を認めること、すなわち「二つの朝鮮」という朝鮮半島の現状に対する追認へとつながる。それゆえ、外務省は「二つの朝鮮」のうち韓国を国交正常化交渉の相手に選択するという方針こそ変更しなかったものの、国連単独加盟や「唯一合法性条項」といった韓国政府による「一つの朝鮮」政策には消極的姿勢を堅持した。さらに、「二つの朝鮮」を認めた以上、ハイ・ポリテクスの領域では韓国を選ぶとしても、ロー・ポリテクスの領域では北朝鮮との関係構築も時間の問題となる。それゆえ、1950年代半ば以降、帰国事業や日朝貿易を通じた日朝関係の「飛躍」がもたらされた⁽⁵⁸⁾。

（謝辞）本研究はJSPS科研費22J10575の助成を受けたものです。

〈参考文献〉 （日本語）

- 李元徳 2011. 「日韓基本条約と北朝鮮問題—唯一合法性条項とその現在の含意」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ—東アジア冷戦編』法政大学出版局、321-349ページ。
- 太田修 2015. 『日韓交渉—請求権問題の研究〔新装新版〕』クレイン。
- 菊池嘉晃 2020. 『北朝鮮帰国事業の研究—冷戦下の「移民的帰還」と日朝・日韓関係』明石書店。
- 金恩貞 2016. 「1950年代初期、日本の対韓請求権交渉案の形成過程—『相互放棄プラスアルファ』案の形成を中心に」『アジア研究』62巻1号、9-23ページ。
- 金恩貞 2018. 『日韓国交正常化交渉の政治史』千倉書房。
- 金恩貞 2019. 「日韓会談における北朝鮮要因」吉澤文寿編著『歴史認識から見た戦後日韓関係—「1965年体制」の歴史学・政治学的考察』社会評論社、63-103ページ。
- 金斗昇 2008. 『池田勇人政権の対外政策と日韓交渉—

内政外交における「政治経済一体路線」明石書店。
金伯柱 2015. 『朝鮮半島冷戦と国際政治力学—対立からデタントへの道のり』明石書店。

国立国会図書館. 『国会会議録検索システム』(https://kokkai.ndl.go.jp)、2022年4月26日アクセス。

権容奭 2008. 『岸政権期の「アジア外交」—「対米自主」と「アジア主義」の逆説』国際書院。

高崎宗司 1996. 『検証 日韓会談』岩波書店。

谷京 2021. 「日朝貿易に関する日本政府の政策決定—1960年代前半における直接輸送と直接決済の実現を中心に」『アジア経済』62巻3号、2-31ページ。

日韓会談文書等管理委員会. 『日韓会談文書 情報公開アーカイブズ』(http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunso/index.php)、2022年4月26日アクセス。

朴正鎮 2011. 「日韓会談と日朝関係 1950～1959年」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅰ—東アジア冷戦編』法政大学出版局、291-319ページ。

朴正鎮 2012. 『日朝冷戦構造の誕生—1945-1965 封印された外交史』平凡社。

三村光弘 2017. 『現代朝鮮経済—挫折と再生への歩み』日本評論社。

モーリス＝スズキ・テッサ 2007. 『北朝鮮へのエクソダス—「帰国事業」の影をたどる』(田代泰子訳)朝日新聞出版社。

吉澤文寿 2011. 「日韓国交正常化交渉における基本関係交渉」李鍾元・木宮正史・浅野豊美編『歴史としての日韓国交正常化Ⅱ—脱植民地化編』法政大学出版局、95-127ページ。

吉澤文寿 2015. 『戦後日韓関係—国交正常化交渉をめぐって〔新装新版〕』クレイン。

李鍾元 1996. 『東アジア冷戦と韓米日関係』東京大学出版会。

(韓国語)

이원덕 [李元徳] 1996. 『한일 과거사 처리의 원점: 일본의 전후처리 외교와 한일회담』서울대학교출판부.

장박진 [張博珍] 2008. 「한일회담에서의 기본관계 조약 형성과정의 분석: 제 2조 '구조약 무효조항' 및 제 3조 '유일합법성 조항'을 중심으로」『국제지역연구』17巻2号、pp. 1-39.

홍석률 [洪錫律] 1994. 「이승만 정권의 북진통일론과 냉전의외교정책」『한국사연구』第85号、pp. 137-180.

(英語)

United States Department of State 1949. *The Department of State bulletin*, Vol. 20 No. 497, Washington, D.C., U.S. Government Printing Office.

United States Department of State 1984. *Foreign Relations of the United States, 1952-1954*, Vol. 15 Part 2, Washington, D.C., U.S. Government Printing Office.

(1) 「第七十一回国会衆議院外務委員会議録第十八号」1973年5月30日。

(2) 本稿では、朝鮮民主主義人民共和国の略称として「北朝鮮」という呼称を用いる。ただし、史料の引用に際しては、一部の差別的表現も歴史的用語としてそのままにした。また、引用文中の〔 〕は筆者による注記である。

(3) 外務省「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか(未定稿)」1951年11月8日、日韓会談文書1835。本稿では、「日韓会談文書・全面公開を求める会」をはじめとする韓市民の尽力により開示された日韓会談関連公文書の引用に際しては、「日韓会談文書 情報公開アーカイブズ」(http://www.f8.wx301.smilestart.ne.jp/nikkankaidanbunso/index.php)での文書番号を記し(たとえば、日韓会談文書1835との要領で略記)、出典元を示す。

(4) 藤山愛一郎外務大臣「日本国と大韓民国との全面会談における訓令」1958年4月、日韓会談文書1536。

(5) 「二つの朝鮮」は、朝鮮半島の南北統一(現状変更)を志向する「一つの朝鮮」とは対照的に、南北分断の現状維持(制度化)を志向する立場である。具体的な「二つの朝鮮」政策としては、南北朝鮮の国連同時加盟、クロス承認、停戦協定の維持などがあげられる(金伯柱 2015: 20)。ただし、本稿では、韓国と北朝鮮の双方を事実上の「国家」と見なし、朝鮮半島には二つの「国家」が存在し続けることを前提に展開されたという事実をもって、戦後日本の朝鮮半島政策を「二つの朝鮮」政策と呼称する。したがって、本稿における「二つの朝鮮」という用語は、必ずしも南北朝鮮の国連同時加盟やクロス承認の推進を含意するわけではない。

(6) 請求権交渉に関する代表的研究として、太田(2015)や吉澤(2015)などがあげられる。また、請求権交渉に臨む日本政府の対韓政策に焦点を合わせた研究には、李元徳(1996)や金斗昇(2008)などがある。

(7) 外務省「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」1951年10月29日、日韓会談文書1627。

(8) 外務省「日韓両国間の基本関係調整に関する方針(案)」1951年10月31日、日韓会談文書1627。

(9) 外務省、前掲「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか(未定稿)」。

(10) 同上。

(11) 同上。

(12) 同上。もちろん、現実には韓国政府の施政が朝鮮北部に及んでいないことは、日本政府も承知してい

た。そこで、同文書では「考えられる第一の方法」として、韓国政府の「権力の客観的に及んでいる地域についてのみ、その権力の空間的に拡大してゆくであろう程度に応じて、その限度内で、問題を処理する」ことも検討された。これは、韓国政府の管轄権を朝鮮南部に限定し、かつ在朝日本財産を対韓請求権の対象から外すという見解、すなわち外務省アジア局第二課が第2次日韓会談を前に決定した方針(後述)に通ずるものである。しかし、1951年11月時点の日本政府は、在朝日本財産も対韓請求権の対象に含める方針をとっていたため、この「第一の方法」ではなく、韓国政府を朝鮮全域にわたる行政当局と見なす立場が採用されたと推測される。

- (13) 同上。
- (14) 予備会談の時点では、外務省は「法理論は別として事実上は韓国側から新に我が方鮮財産の返還を得る希望は先ず無く、従って我が方においても先方の請求に応ぜず引き延ばし置くことにより事実上は一括相殺に落ち着くこと」を予見していた(外務省管理局総務課「日韓基本関係調整交渉について留意すべき事項」1951年11月25日、日韓会談文書1629)。
- (15) 外務省アジア局第二課「日韓基本条約に関する件」1951年12月20日、日韓会談文書1835。
- (16) 外務省、前掲「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか(未定稿)」。
- (17) 外務省アジア局第二課「日韓和親条約要綱(第一案)」1951年12月23日、日韓会談文書1835。
- (18) 外務省アジア局第二課「日本国と大韓民国との間の和親条約草案(第一次案)」1952年1月5日、日韓会談文書1835；外務省アジア局第二課「日本国と大韓民国との間の友好条約草案(第二次案)」1952年1月12日、日韓会談文書1835。
- (19) 外務省「日本国と大韓民国との間の友好条約草案(第三次案)」1952年2月13日、日韓会談文書1835。
- (20) 外務省「問題となり得る諸点」1952年2月、日韓会談文書1633。同文書の作成時期は、文書番号1835所収の画像には日付が記入されていないため、これまで曖昧にされてきた。たとえば、吉澤文寿が同文書の作成時期を「サンフランシスコ講和会議直前」と推測している一方で(吉澤2011:100)、日韓会談文書情報公開アーカイブズは同文書を1952年3月1日付としている。しかし、同文書は文書番号1633「日韓会談についての省内打合せ事項」(1952年1月31日)にも添付されており、その冒頭には「二七、二」と記入されている。したがって、同文書は1952年2月(さらに1日から6日の間と推測される)に作成されたと考えるのが妥当であろう。そして、同文書が1952年2月初旬に作成されたという事実は、同月13日に起草された「日本国と大韓民国との間の友好条約草

案(第三次案)」において、対韓請求権の対象に在朝日本財産を含める表現が削除されたことに対する解釈を左右しうるのである。

- (21) 外務省、前掲「問題となり得る諸点」。
- (22) 「日本側代表団第一回打合せ(八日)における松本主席代表の演述要綱」1952年2月、日韓会談文書1634。
- (23) 外務省アジア局第二課「日韓会談日本側代表団第一回打合せ」1952年2月8日、日韓会談文書1634。
- (24) 外務省アジア局第二課「請求権問題に関する交渉要領案(第三次案)の再検討」1952年2月12日、日韓会談文書537。
- (25) 同上。
- (26) 同上。命令33号の効力に関する悲観的見解は、外務省条約局が研究を依頼した高柳賢三東京大学教授の議論にもとづいていた。ただし、その後、高柳は当初の自分の主張を覆し、命令33号が私有財産の尊重原則を排除していないとする従来の説を支持するようになる。その結果、在韓日本財産に対する所有権主張を正当化するための法的論理は、日本政府の対韓請求権主張を支える論理として定着していった。請求権問題をめぐる日本側の法的論理については、金恩貞(2018:13-66)を参照されたい。
- (27) 外務省アジア局第二課、前掲「請求権問題に関する交渉要領案(第三次案)の再検討」。
- (28) 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯」1952年3月19日、日韓会談文書2035。
- (29) 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯(続)」1952年4月15日、日韓会談文書544。
- (30) 廣田横外務省アジア局第四課長「第三回日本側代表打合会議事録」1952年3月27日、日韓会談文書1638。
- (31) 前掲「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯(続)」。
- (32) そもそも、日本側は「帰属財産に対する韓国側の考え方について疑問の余地があることが知れることは、韓国政府にとり痛い点であり、且つ公式記録でも発表されれば、会談を打切らざるを得ない事態に陥られた責任が、いずれにあるか明らかになり、韓国外交の大失態となる」と考え、第1次日韓会談の決裂をあえて避けようとはしていなかった(外務省「会談決裂の場合韓国側の不利となる諸点」1952年4月4日、日韓会談文書1644)。
- (33) 「日韓会談 財産、請求権問題交渉の経緯(第三)」1952年5月2日、日韓会談文書544。
- (34) 外務省「日韓会談請求権問題に関する非公式会談結果報告」1952年3月11日、日韓会談文書1189。
- (35) 外務省、前掲「会談決裂の場合韓国側の不利となる諸点」。
- (36) 西沢事務官「日韓請求権問題省内打合せ」1952年7月21日、日韓会談文書656。

- (37) 外務省アジア局第二課「請求権財産問題に関する折衝要領に関する件」1952年7月21日、日韓会談文書 655。
- (38) 外務省「日韓会談再開の基本条件について」1953年1月23日、日韓会談文書 1045。同文書は、外務省アジア局第二課が草案を作成し、1月17日のアジア局課長会議で検討・修正のうえ、同月23日の省内会議に提出された（外務省「日韓会談再開に関する件」作成日不明、日韓会談文書 1046）。
- (39) 外務省アジア局第二課「日韓会談再開に関する第一回省内打合せ議事要録」1953年1月23日、日韓会談文書 1046。ただし、1953年1月の時点で、「二つの朝鮮」政策が日本政府内において完全に確立されたわけではない。たとえば、1957年10月の日印首脳会談では、岸信介首相が「〔朝鮮半島は〕永世中立的な平和国家として統一すべき」であり、日本のイニシアチブによって国連の場で解決するという構想を披露した（権容爽 2008: 106）。この「朝鮮中立化構想」は、米国の「一つの朝鮮」政策と通ずるものである。もっとも、岸政権が「朝鮮中立化」に向けて具体的な行動を起こした形跡はなく、同構想は中立主義を掲げるジャワハルラル・ネル首相に対する外交的修辭にすぎなかったと考えられる。また、先述のとおり、第4次日韓会談に臨む藤山外相の訓令により、対韓交渉では朝鮮北部を扱わないことが明確化された。さらに、1960年末には外務省条約局法規課が「韓国の地位については、〔中略〕1948年の国連決議の趣旨をとり、北鮮における事実上の authority の存在を全く否定することなく、かつ条約の各条項の適用は韓国政府が実効的支配と管轄を及ぼしている南鮮の部分に限る」として、金日成政権のオーソリティを承認した（外務省条約局法規課「日韓交渉における日本政府の立場に関する法律上の問題点（討議用資料）」1960年12月1日、日韓会談文書 1410）。以上をふまえると、1953年1月に韓国の「限定承認」方針を決めた日本政府は、1950年代後半までに「二つの朝鮮」政策を確立させたと推測されるが、その過程については稿を改めて論じたい。
- (40) 外務省アジア局第二課西沢「韓国のステイタスと我が国の立場」1953年1月18日、日韓会談文書 1305。
- (41) White House, "United States Recognizes Republic of Korea," January 1, 1949, *The Department of State bulletin* (Washington, DC: GPO, 1949), Vol. XX, No. 497, 59-60.
- (42) NSC 157/1, "U.S. Objective with Respect to Korea Following an Armistice," July 7, 1953, *Foreign Relations of the United States, 1952-1954* (Washington, DC: GPO, 1984), Volume XV, Part 2, Document 674 (以下、*FRUS, 1952-54*, 15-2, #674 との要領で略記)。ただし、米国はあくまでも韓国政府の支配の地理的拡張による「統一」を前提としており、ここでの「中立化」とは米軍基地と軍事同盟を否定する程度の意味にすぎない（李鍾元 1996: 57）。
- (43) NSC 170/1, "U.S. Objectives and Courses of Action in Korea," November 20, 1953, *FRUS, 1952-1954*, 15-2, #805.
- (44) NSC 170/1, "U.S. Objectives and Courses of Action in Korea." その後、激しい米韓対立を経て1954年11月17日に締結された「米韓合意議事録」では、米国側は経済・軍事援助と引き換えに、韓国軍の作戦統制権を半永久的に国連軍司令部へ譲渡させた。これにより、李承晩政権の北進統一論は「現実的挫折」を余儀なくされた（洪錫律 1994: 165）。
- (45) 第1次日韓会談後の日本政府内における対韓請求権主張の検討過程については、金恩貞（2016）も参照されたい。
- (46) 外務省アジア局第二課「日韓国交調整特に請求権問題について」1952年11月10日、日韓会談文書 1303。
- (47) 外務省アジア局第二課「日韓会談問題の検討」1952年8月19日、日韓会談文書 1041。
- (48) 「第二段階における請求権問題（一九五二年七月一八月会談再開機運に際して）」作成日不明、日韓会談文書 655。
- (49) 外務省アジア局第二課、前掲「日韓会談問題の検討」。
- (50) 外務省アジア局第二課、前掲「日韓国交調整特に請求権問題について」。
- (51) 外務省アジア局第二課西沢、前掲「韓国のステイタスと我が国の立場」。なお、外務省アジア局第二課では日韓間請求権の「相互放棄」が既定方針となっていたにもかかわらず、在朝日本財産に対する請求権の存在を主張する場合も検討した理由は、駐韓米軍政庁の命令 33号における帰属命令（ヴェスティング・デクリー）の効力の範囲と関連があった。すなわち、外務省では対韓請求権放棄の前提として「日本国は、朝鮮にあった合衆国軍政府により又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力並びに右に関連して大韓民国政府の行った措置を承認」することが想定されていた（外務省「日本国と大韓民国との間の財産権及び請求権処理に関する特別取極（案）」1953年3月25日、日韓会談文書 1049）。ところが、いうまでもなくヴェスティング・デクリーは朝鮮南部の日本国・日本人財産を対象としたものであり、その効力は在朝日本財産には及ばなかった。したがって、日韓間請求権の「相互放棄」はただちに在朝日本財産に対する請求権の放棄をも意味するわけではなく、あらためて「如何なる理由によって在北鮮日本資産を放棄するのか」を検討する余地が残されていたのである（外務省ア

- ジア局第二課西沢「日韓間請求権特別取極の諸様式について」1953年1月21日、日韓会談文書1306)。
- (52) 外務省アジア局第二課西沢、前掲「韓国スタテタスと我が国の立場」。
 - (53) 同上。
 - (54) 外務省、前掲「日韓会談再開の基本条件について」。
 - (55) 日韓間の請求額を差し引いて清算し、その差額によってどちらかの返還をともなう「相殺」方式に対し、「相互放棄」方式では日韓が請求権の差額を問わず、相互の請求権を完全に放棄する(金恩貞 2016: 11)。したがって、「相殺」方式をとる場合は対韓請求権の対

- 象を極力広げることが日本側の利益となるが、「相互放棄」方式をとる場合はその必要がない。
- (56) 外務省、前掲「日韓会談再開の基本条件について」。
 - (57) 外務省アジア局第二課西沢、前掲「日韓間請求権特別取極の諸様式について」。
 - (58) 在日朝鮮人の北朝鮮帰国事業に関する代表的研究として、モーリス＝スズキ(2007)や朴正鎮(2012)、菊池(2020)などがあげられる。また、1950年代後半以降の日朝貿易については、三村(2017)や谷(2021)を参照されたい。